浦安市障がい者就労支援センター運営業務委託公募型プロポーザル募集要項

令　和　８　年　１１　月

浦安市　福祉部　障がい事業課

１．事業の趣旨及び目的

浦安市では、障がいのある方が就労の場や機会を得られるよう支援するとともに、障がいのある方を雇用している（または雇用を考えている）事業所等に対し、障がいのある方の就労の定着を図る支援を行うなど、障がいのある方の就労・雇用が円滑に行われることを目的に、平成22年度より千鳥地区の浦安市ワークステーションにおいて浦安市障がい者就労支援センターを運営している。

また、浦安市ワークステーション内で一般就労施設及び福祉的就労施設を一体的に整備し、全市レベルでの障がいのある方のキャリアアップや再訓練に取り組む施設として運営を行っている。

この度、現行事業者の運営期間が終了するため、事業者をプロポーザル形式で選定するものである。

２．概要

(1)　件名

浦安市障がい者就労支援センター運営業務委託

(2)　業務概要

「浦安市障がい者就労支援センター運営業務委託仕様書」のとおりとする

(3)　履行期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで（５年間）

(4)　委託上限額

245,122,397円（消費税及び地方消費税を除く）

※1金額は全期間の金額です（60か月間分　債務負担行為）。

※2年度別上限額　　令和９年度　45,385,420円
令和10年度　47,124,043円
令和11年度　48,944,885円
令和12年度　50,841,982円
令和13年度　52,826,067円

(5)　履行場所

ア　所在地

浦安市千鳥 15 番地５　浦安市ワークステーション内

イ　建物概要

（ア）　敷地面積　2,499.80 ㎡

（イ）　建築面積　1,377.29 ㎡

（ウ）　延床面積　2,954.48 ㎡

内訳　　100.50 ㎡（浦安市障がい者就労支援センターの専有部分）

（エ）　構　　造　鉄骨造３階建て（専有部分：１階部分）

ウ　施設の内容

相談室１、相談室２、保健室、事務室、給湯室

(6)　事務局

浦安市　福祉部　障がい事業課

TEL：047-712-6398（直通）

FAX：047-355-1294

E－mail：shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

３．参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当していない者であること。

(2)　浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。

※浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時までに資格登録すること。

(3)　浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

(5)　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。

(6)　法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7)　支払金額は前項(4)で定めた限度額内であること。

(8)　障がい者就労支援を含め、福祉関連事業についての実績・経験及び、安定的かつ継続的に運営する体制を有していること。

４．募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和８年11月25日（水）	
質問の締切	令和８年12月11日（金）	午後５時
質問への回答	令和８年12月18日（金）	
応募締切（応募書類の提出期限）（第１次審査）	令和８年12月25日（金）	午後５時
第１次審査結果の通知	令和９年１月15日（金）	予定

提案書の提出期限	令和９年１月29日（金）	正午
（第２次審査）		
ヒアリングの実施	令和９年２月５日（金）	予定
審査結果の公表	令和９年２月下旬	予定
契約協議・契約の締結	令和９年３月中旬	予定
事業開始	令和９年４月１日（木）	

５．応募手続

(1)　浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月 25 日（金）午後５時までとする。

(2)　質問の受付と回答

ア　質問事項は、「浦安市障がい者就労支援センター運営業務公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式１）に必要事項を記入し、「2. 概要 (6)」で示したメールアドレスにＥメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ　質問の受付期間は、令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月 11 日（金）午後５時までとする。

ウ　質問に対する回答は、令和８年 12 月 18 日（金）から浦安市ホームページで公表する。

(3)　応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。

ア　受付期間

令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月 25 日（金）（土日祝を除く）

イ　受付時間

午前９時から午後５時（正午～午後１時を除く）

ウ　提出先

浦安市 福祉部 障がい事業課

エ　提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ　提出書類

提出書類については、全てＡ４サイズ（Ａ３サイズの場合は、折込みとする。）とし、提案書表紙（様式２）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、10 部（正本１部、副本９部）提出すること。

（ア）応募申込書（様式３）

（イ） 応募者概要書（経営方針、役員名簿を含むものとする）
（ウ） 業務実績書（過去３年以内の実績等）
（エ） 担当者経歴書
（オ） 直近１か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書

上記書類は、次の内容を含んだものとする。

① 経営方針
② 応募の理由
③ 具体的な類似業務の実績
④ 障がい者就労支援センター運営方針

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

６．審査の手続き

⑴ 第１次審査

提出された応募書類を審査し、第２次審査に進む応募者（５者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表１「第１次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い５者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が５者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第１次審査に合格した応募者のみを対象とする

⑵ 提案書の受付

第１次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

令和９年１月 15 日（金）から令和９年１月 29 日（金）（土日を除く）

イ 受付時間

午前９時から午後５時（正午～午後１時を除く）

ただし、応募締切日については、正午までとする。

ウ 提出先

浦安市　福祉部　障がい事業課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。

なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

（ア） 企画書
（イ） 本業務への実施体制がわかる書類

（ウ） 業務実施に際しての基本的な取組方針等

（エ） 見積書（令和９年度から令和 13 年度を年度ごとの提出とする）

（オ） 浦安市暴力団排除条例に基づく暴力団でないことの表明及び確約に関する同意書

次の内容を含み、仕様書で示した業務内容については全ての項目を含むこと

① 年間業務計画について

② 業務履行の具体的な手法について

③ 本業務における障がい者就労支援に対する支援手法について

④ 職員採用・資格・経験・配置

⑤ 事故防止・安全対策

⑥ 個人情報保護に対する配慮

カ 提出部数

原本１部、コピー９部

(3) 第２次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表２「第２次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(4) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和９年２月５日（金）に実施予定。時間及び場所については、第１次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者(業務の中心的役割を担う担当者)を含め４名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明 20 分以内及び質疑応答 20 分程度の 40 分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

７．提出書類の取り扱い

(1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第７条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。

(2)　優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。

(3)　応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

８．事業実施条件

(1)　業務経費等については、委託料で賄うこととする。委託料の上限額は、「２．概要(4)」以下とする。

(2)　クリーンセンター焼却炉余熱の利用による床暖房設備の利用料は無償とするが、運営事業者の責任において利用することとする。

９．業務の引継ぎ

運営事業者の選定結果による運営事業者の変更、若しくは期間途中に業務を廃止した場合は、事業やサービスの休止など利用者のサービスが低下することがないよう、円滑な業務の引継ぎを行うこととする。

また、業務の引継ぎに要する費用については、原則引継ぎを受ける運営事業者が負担することとする。

別表１　第１次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	応募の理由が明確で、熱意が感じられるか評価する	15 点
過去の実績	過去の業務の実績が十分あるか評価する	20 点
担当者経歴	配置予定担当者の経歴は十分か評価する	15 点
合計		50 点

別表２　第２次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
１.応募法人等について（10 点）	(1)経営方針・応募理由 ・経営の方針・目標が明確であるか ・経営方針と事業の目的が合致しているか ・応募の理由が適正で明確であるか ・センターの設置目的を理解した応募理由となっているか	5 点
	(2)経営組織・障がいのある方の就労支援等に関する実績 ・実績等が事業の遂行上有効であるか ・法人としての責務を果たしているか ・職員の定着率は良好であるか	5 点
２.センターの運営体制について（15 点）	(1)センター運営方針 ・センターの設置目的に沿った運営が期待できるか	3 点
	(2)個人情報保護、苦情解決の取組みと実効性 ・個人情報の管理方法・体制について、適切な取組みがされているか。 ・苦情解決の取組みと体制について、適切な取組みがされているか。	3 点
	(3)公正・中立性の方策 ・業務の遂行にあたって、公正・中立性を確保する方策がとられているか。	3 点
	(4)開設時間、緊急時の体制等 ・窓口開設時間等は適正か ・具体的な緊急時の体制、対応等が確保されているか。	3 点

	(5)施設の適正な維持管理、安全面、衛生面についての考え方 ・施設の適正な維持管理についての考え方 ・維持管理に係る経費縮減についての方策 ・施設を安心して安全に利用でき、衛生的であるか	3 点
３．職員について（20 点）	(1)職員体制・職員配置計画、職員シフトについて ・責任者や管理体制が明確か。 ・職員の経験・実績は十分か。 ・常勤職員の配置、有資格者の配置等は適正か ・職員体制・配置計画は適正であるか	15 点
	(2)職員の資質の向上 ・人材育成や適切な研修機会等は確保できているか。 ・職位、職務内容に応じた研修及び接遇等、職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5 点
４．適切な事業計画・業務内容の実効性について（50 点）	・業務内容全般について、障がいのある方への就労支援について、経験及び実績に基づく具体的かつ的確な提案がなされているか。 ・本事業の目的達成のために効果的と思われる就労相談業務の提案がなされているか。 ・本事業の目的達成のために効果的と思われる職場実習・訓練や就職活動支援業務、情報提供業務、就労支援ネットワーク業務の提案がなされているか。 ・本事業の目的達成のために効果的と思われる職場定着支援業務や離職者支援業務の提案がなされているか。 ・本事業の目的達成のために地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業の提案がなされているか。	50 点
５.収支予算書について（5点）	・収入項目、額等は適正か ・支出項目、額等は適正か ・支出額の縮減への意欲があるか ・収支に優れた提案がされているか	5 点
	合計	100 点